

# 新型コロナウイルスの影響に関する主な支援策のご案内

令和2年3月24日現在

## 次の2つの制度を合わせて「実質無利子融資」

新型コロナウイルス感染症特別貸付	
利用できる方	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する方であって、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方。 (1)最近1カ月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して、5%以上減少 (2)業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合は、最近1カ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少 ①過去3ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高 ②令和元年12月の売上高 ③令和元年10月～12月の平均売上高
貸付限度額(別枠)	中小事業3億円、国民事業6,000万円
利率	3,000万円以内 当初3年間:0.46%、3年経過後:1.36% 3,000万円超 1.36%
貸付期間	設備資金:20年以内、運転資金:15年以内(うち据置5年以内)
申込窓口	日本政策金融公庫 酒田支店 TEL.0234-22-3120



特別利子補給制度	
利用できる方	日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により貸付を行った中小企業者のうち、特に影響の大きいフリーランスを含む個人事業主、また売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を行うことで資金繰り支援を実施。
適用対象	「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方 ①個人事業主(フリーランス含み、小規模に限る):要件なし ②小規模事業者(法人事業者):売上高▲15%減少 ③中小企業者(上記①②を除く事業者):売上高▲20%減少 ※小規模要件 ・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下 ・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下
利子補給	・期間:借入後当初3年間 ・補給対象上限:中小事業1億円、国民事業3000万円  ※令和2年1月29日以降に、日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」等経由で借入を行った方について、上記適用要件を待たず場合には本制度の遡及適用が可能です。
お問合せ先	日本政策金融公庫 酒田支店 TEL.0234-22-3120

### 経済産業省より

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ  
「資金繰り」「設備投資・販路開拓」「経営環境の整備」  
**経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連 で検索**  
<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

## マル経融資の金利引き下げ (新型コロナウイルス対策マル経)

### 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引き下げする。加えて、措置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長する。

ご利用いただける方	最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して <b>5%以上減少</b> している小規模事業者の方
資金の使い道	運転資金、設備資金
融資限度額	別枠1,000万円
金利	経営改善利率 1.21%(令和2年3月10日時点)より当初3年間、 <b>▲0.9%引き下げで 0.31%</b>
お問合せ先	日本政策金融公庫 酒田支店 TEL.0234-22-3120 酒田商工会議所 TEL.0234-22-9311

## 山形県商工業振興資金(地域経済変動対策資金) 『年1.6%(固定)もしくは無利子』で融資を受けられます

利用できる方	県内に本店(又は主たる事業所)がある中小企業者
貸付対象者	① 新型コロナウイルスの影響により、最近1か月の売上高が前年同期に比して減少し、かつ以後2か月の売上高が前年同期に比して減少することが想定される中小企業者 ② 新型コロナウイルスの影響により、最近1か月の売上高が前年同期に比して <b>30%以上</b> 減少し、かつ以後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期に比して <b>30%以上</b> 減少することが想定される中小企業者 ※ ①、②ともに小規模企業者、個人事業主も対象です。
利率	① 年1.6%(固定) ② <b>無利子</b>
貸付限度額	5,000万円 ※ただし、新型コロナウイルスの影響により、最近1か月の売上高が前年同期に比して <b>50%以上</b> 減少し、かつ以後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期に比して <b>30%以上</b> 減少することが想定される中小企業者の方は <b>1億円</b>
貸付期間	10年以内(うち据置2年以内)
取扱期間	① 令和2年2月25日から当分の間 ② 令和2年3月16日から令和2年8月31日まで
申込窓口	山形銀行・荘内銀行・きらやか銀行・北都銀行(酒田支店)・鶴岡信用金庫・商工中金(酒田支店)ほか

**令和2年3月24日から、無利子融資の要件を緩和し、貸付限度額を拡大しました。**

要件の緩和: 最近1か月の売上高50%以上減 → 30%以上減

限度額の拡大: 最近1か月の売上高50%以上減の場合 5,000万円 → 1億円